

NO. 537
平成20年(2008)
4/1(火)



小笠原 OGASAWARA -
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

住民基本台帳登録者数(3/1)	2,429人		2月気象状況(父島)	ダム貯水率
	父島	母島	最高気温 24.4	3/27 現在
人口	1,979人	450人	最低気温 11.7	父島
世帯	1,054人	240人	平均気温 17.2	100/100
短期滞在者	28人	8人	平均湿度 66%	母島
			月降水量 91mm	100/100

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 木 タコノキ
鳥 ハハジマメグロ 魚 アオムロ

おがさわら丸の燃料油価格変動調整金に対する補助を開始します！！

4月からおがさわら丸の乗船運賃に燃料油価格変動調整金が付加されていますが、これに対し村は村民のみなさまの負担を軽減するための補助金の支給を実施いたしますのでご利用ください。

【事業名】おがさわら丸燃料油価格変動調整金緊急補助金

【補助対象】島民割引および島民割引以外の割引(「入院・通院のための高齢者運賃割引」、「身体障害者割引」など)による往復乗船券購入者

【補助対象とならない方】 官公署および公的補助を受けている補助団体等から旅費が支給される出張者
旅費に対し直接公的補助または助成を受けている方(遠征費などの補助を受けている方)

【補助金額】島民割引利用者：1往復につき 大人2,000円 こども1,000円
島民割引以外の割引利用者：1往復につき 1,000円

ただし、調整金額の推移により見直すこともあります。

【補助期間】平成20年4月から平成21年3月までに往復する場合とします。

具体的には4月5日父島発の乗船から適用します。

【補助金支給方法】

- (1) 帰島する時に、竹芝棧橋の乗船券引き換え窓口で人名票を受け取る際に、小笠原海運から乗船証明書をお渡しします。(氏名欄は、自署してください。)
- (2) 帰島後、乗船証明書発行日から1か月以内に、村役場総務課または母島支所に乗船証明書と印鑑をご持参の上、申請手続きを行ってください。要件を確認次第、その場で補助金を支給します。

乗船証明書(サンプル)

村民乗船証明書

NO. _____

本証明書は、おがさわら丸に下記内容で乗船したことを証明する。

1 氏名： サンプル
(自署してください。)

2 乗船区分： 大人 こども 島民割引以外の割引利用者

発行 小笠原海運株式会社

本証明書と印鑑をご持参の上、発行日から1ヶ月以内に村役場総務課又は母島支所にて、燃料油価格変動調整金緊急補助金をお受取りください。(対象とならない場合がありますので、裏面もご覧ください。)

問合せ先 総務課企画政策室 2-3111

問合せ先 総務課総務係
2
3
1
1
1

IP告知端末



音量調整は
こちらです。

チャンネルは
【1】に合わせて
ください。

古い戸別受信機



村役場総務課・母島支所
で回収します。

防災行政無線設備の更新工事が完了したため、既存の戸別受信機は使用できません。古い戸別受信機をお持ちの方は、お手数ですが、村役場総務課または母島支所までお持ちください。

なお、IP告知端末から防災無線放送が聞こえない場合は、村役場総務課までご連絡ください。ご協力をお願いいたします。

古い戸別受信機を回収します

地域振興に係る補助事業の募集

第1回

財(東京都島しょ振興公社では、島しょ地域の地域振興に係る事業を行う団体・グループに対し、事業費の一部を補助する事業を行っています。

補助の条件等は次のとおりです。

【補助対象団体】

概ね5名以上(村在住者)で構成され、振興公社が補助する事業に相応しい計画などを持つグループ、団体

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関する事業
地域振興に係る観光の振興に関する事業
地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内で100万円(特に必要と認められる事業については200万円)を上限とする。なお、視察に関するものは、補助事業の対象としない。

【事業期間】

平成21年3月末日まで(特に必要と認められる事業については最長2年間)

【提出書類】

計画書(指定様式)、収支計画書
会の規約、会員名簿
補助金交付要綱は総務課で配布

【提出期限】

4月21日(月)

【提出先】

総務課企画政策室
《母島》 母島支所庶務係

【注意事項】

振興公社では、提出された計画書をもとに補助事業の対象とすることがどうかを審査・決定しますので、計画書には事業の内容・目的および効果を詳しく明示してください。

問合せ先 総務課企画政策室 2 3 1 1 1

国民健康保険税

国民健康保険税の改正

村民だより1月号でお知らせしたとおり、平成20年4月から地方税法の改正等により、国民健康保険税の算定方法が変更されました。今回の主な改正点は次のとおりです。

国民健康保険税賦課額に後期高齢者支援金分の新設(表1)

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における負担増緩和措置(5年間)(表2)

全被保険者から、平成20年4月から開始する後期高齢者医療制度を支える負担金として新たに後期高齢者支援金分を従来の国保税(医療分・介護分)と併せて徴収します。同時にそれぞれの賦課限度額も新たに定められました。

(表1)

国民健康保険税の税率等					
それぞれの税率・税額により算定された額の合計が国民健康保険税となります。ただし、計算の結果賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が税額となります。					
	所得割税率	資産割税率	被保険者均等割税額	世帯別平等割税額(特定世帯平等割額)	賦課限度額
医療保険分	4.5%	50%	5,800円	12,600円(6,300円)	47万円
高齢者支援金分	1.1%	20%	6,400円	5,000円(2,500円)	12万円
介護保険分(40歳~65歳)	0.42%	11%	5,800円	3,200円(3,200円)	9万円

(表2)

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における負担増緩和措置(5年間)

後期高齢者医療制度の創設に伴い75歳以上の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険税が従前と同程度となるよう緩和措置を講ずることとします。

- 世帯別平等割額の軽減
国保から後期高齢者制度への移行者が生じたことにより、単身世帯となる国保世帯(=特定世帯)について、世帯割で賦課される医療分と高齢者支援金分の平等割の保険税を半額とします。
- 保険税軽減の算定基準となる所得の判定単位の見直し
後期高齢者医療制度への移行者も含めて、所得による保険税の軽減判定を行います。

所得割額 = 加入者全員の所得(基礎控除(33万円)後の総所得金額等) × 所得割税率
 資産割額 = 小笠原村に納付する固定資産税額(土地・家屋に係る部分) × 資産割税率
 均等割額 = 国保加入者数 × 均等割税額
 平等割額 = 1世帯ごとの課税額

国民健康保険税の減額

一定の所得より少ない世帯については、軽減の制度があります。

世帯主および国民健康保険に加入している方の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割と平等割について6割または4割軽減されます。

【6割軽減】世帯主と加入者の合計所得金額が33万円以下の世帯

【4割軽減】合計所得金額が33万円+世帯主を除く加入者数×24万5千円以下の世帯

《所得の申告を忘れずに》

軽減制度は、申請の必要がありません。ただし、所得の申告をしておく必要があります。軽減制度が適用されるのは、世帯主および国民健康保険の加入者全員が申告をおよび国民健康保険の加入者全員が申告を

済ませている世帯に限られます。一人でも未申告者がいると軽減を受けることはできませんので、収入がない方でも住民税の申告は必ずしてください。

軽減判定では、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。保険税の計算には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得は含まれません。

65歳~74歳の方は、10月より国民健康保険税(国保税)の納付方法が変わります。国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の条件を満たしている場合、国保税は平成20年10月に支給される世帯主の方の年金から特別徴収(大引き)となります。

世帯主が年額18万円以上の年金を受け取っている。
世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない。

詳細は、対象となる方に改めて通知いたします。
問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

後期高齢者医療制度が始まりました

今後予想される高齢者人口の増加に伴う医療費の増大に対し、高齢者世代と現役世代と国や地方公共団体でどのように負担していくかを明確にすることなどを目的とした、75歳以上などを対象とする「後期高齢者医療制度」が4月1日にスタートしました。

保険料について

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者被保険者(一人ひとり)に、年度毎にその方の所得をもとに賦課されます。

後期高齢者医療広域連合が被保険者に保険料を賦課し、被保険者はお住まいの区市町村にその保険料を納めます。各区市町村は徴収した保険料を広域連合に納めま

保険料の徴収について

原則として、保険料は支給される年金から支払います(特別徴収)。年金が一定額より少ない人、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、支給される年金の2分の1を超える人は特別徴収されません。各人が区市町村窓口などで納付書によって納付する普通徴収になります。)

【小笠原村では】

後期高齢者医療保険料の特別徴収が可能となるのは10月以降(予定)です。それまでは送付される納付書により、納期限までに窓口から納付をお願いします。

なお、今までの国民健康保険料などと同様に、「指定の口座からの自動引き落とし」もご利用いただけます。

7月下旬から8月初旬に、保険料の賦課決定通知書および「納付通知書」が送付されます。

保険料の普通徴収の納付期限は8月末日、10月末日、12月25日、2月末日で、その年度に賦課された年間の保険料を4回に分けて納めます。

保険料の特別徴収が可能になりましたら、特別徴収開始通知が送付されます。

その年度の保険料から、納期が到来し普通徴収で納めるべき金額を控除した残額が支給される年金から特別徴収されます。

被保険者証などの交付について

被保険者証は、3月17日に発送しています。お手元に届いているかご確認ください。

限度額認定証(住民税非課税世帯の対象者のみ)は、3月26日東京発の便に乗るよう

発送されているので、3月末にはお手元に届いている予定です。

4月1日以降に保険診療を受診される場合には、必ず後期高齢者医療の被保険者証を提示してください。窓口でお支払いただく自己負担額は、かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)で、老人保健制度と変わりません。

4月1日以降の保険診療には、今までの国民健康保険証や被用者保険の保険証は使用できません。社会保険に加入されていた方などは脱退の手続きが必要な場合があります。加入していた保険の担当にお尋ねください。

【4月1日以降に75歳になられる方へ】

75歳の誕生日に、自動的に後期高齢者医療制度に加入することになります。「ご本人」の加入手続きなどは必要ありません。お誕生日までに被保険者証が交付されます。

東京都後期高齢者医療広域連合

お問合せセンターの設置

【開設日時】土・日曜日、祝日を除く平日
午前9時～午後5時

【電話】0570 086 519
(ハローコウイキ)

【FAX】0570 086 075
(ハロー75)

【メールアドレス】call@tkyo-kouiki-center.jp
お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 村民課住民係 2 3113

国民年金についてお知らせ

平成19年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、平成16年の法律改正により、平成29年度まで年度ごとに引上げられることになって

ることになっています。

平成20年度において国民年金保険料は、1万4410円(年額17万2920円)となりました。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

国民年金保険料に関するお問い合わせは、港社会保険事務所まで。

平成20年度の年金額

国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わるのを防ぐため、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「物価スライド」の仕組みがとられています。これは、前年平均の全国消費者物価指数の変動率を基にして年金額改定されるものです。

平成20年度については、平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%であったことから、改定は行われず、前年度と同じ年金額になります。

【老齢基礎年金(年額)】 79万2100円

【障害基礎年金(年額)】
《一級》 99万1000円
《二級》 79万2100円

【遺族基礎年金(年額)】 79万2100円

ねんきん特別便

3月末までに青色の封筒の「ねんきん特別便」を受け取り

れた方は、年金の一部がもれている可能性があります。もれていると思われる記録の情報をお伝えしますので、専用ダイヤルが港社会保険事務所へ必ずご連絡をお願いします。

また、4月以降にすべての年金受給者・現役加入者の方へ、緑色の封筒の「ねんきん特別便」が送られます。受け取られたら、「ご自分の年金記録に「もれ」や「間違い」がないか

分にご確認ください。

専用ダイヤル(0570 058 555)

国民年金保険料の追納

過去に「保険料免除制度」、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」の承認を受けた期間は、年金受給のための資格期間に含まれますが、「保険料免除制度」では、保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金金額が減額されます。また、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」では、承認を受けた期間は老齢基礎年金額の計算に反映されません。

このことから、免除などの承認を受けていた期間について、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができ、将来受給する年金額を増額する(満額に近づける)ことができます。

なお、平成17年度以前の期間を追納する場合は、経過期間によって政令で定めた一定の率を乗じた額が保険料に計算されますので、追納を希望される方は、出来るだけ早く追納することをお勧めいたします。

追納の制度に関するお問い合わせは、港社会保険事務所まで。

年金加入記録

ねんきんダイヤル(0570 05 11 65)などいつでもご確認いただけます。

電話にて加入記録の照会を申出 本人確認 被保険者記録照会回答票が郵送されます。

問合せ先

港社会保険事務所

03 5401 3211(代)
村民課住民係 2 3113

平成 20 年度小笠原村予算のあらまし

本年度予算につきましては、最終年度となる第 3 次小笠原村総合計画における基本構想・基本計画に基づき、予算編成を行いました。

【重点項目】

返還 40 周年記念事業の実施

航空路開設に向けた P I の推進

小笠原諸島振興開発特別措置法の延長及び第 3 次総合計画の後期 5 か年の計画策定

観光客増加を目指した集客対策事業の取り組み及びエコツーリズムを機軸とした観光産業の振興

自然環境の保全と活用並びに世界遺産登録に向けた施策の展開

複合施設、上下水、交通環境等の生活基盤施設の整備

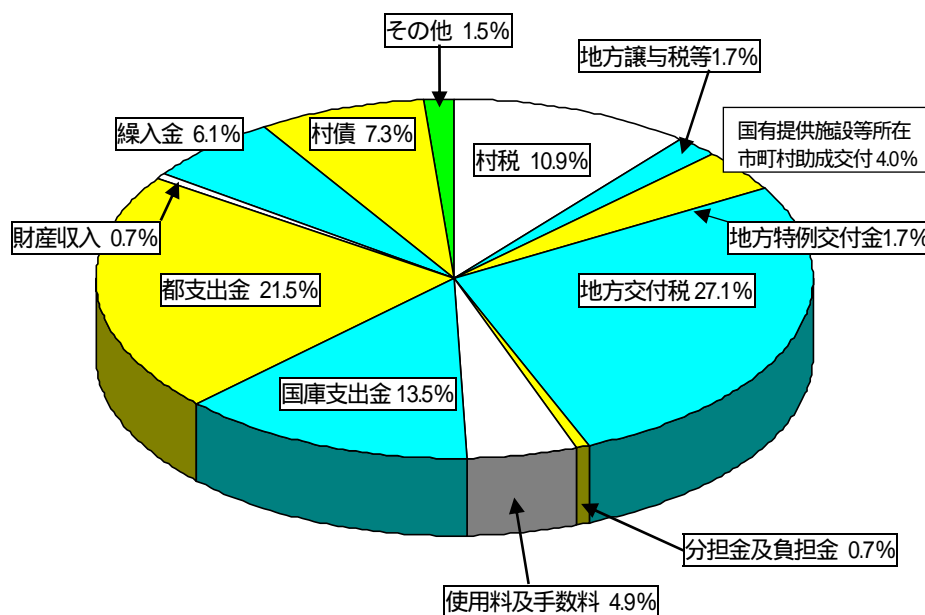
保健、福祉、医療、教育の充実

主な事業として、返還 40 周年記念事業、観光振興策としての集客宣伝及び集客対策事業、金融支援対策事業、世界遺産登録に向けた啓発や外来種対策、複合施設の第 1 期建設工事などを予算計上しています。

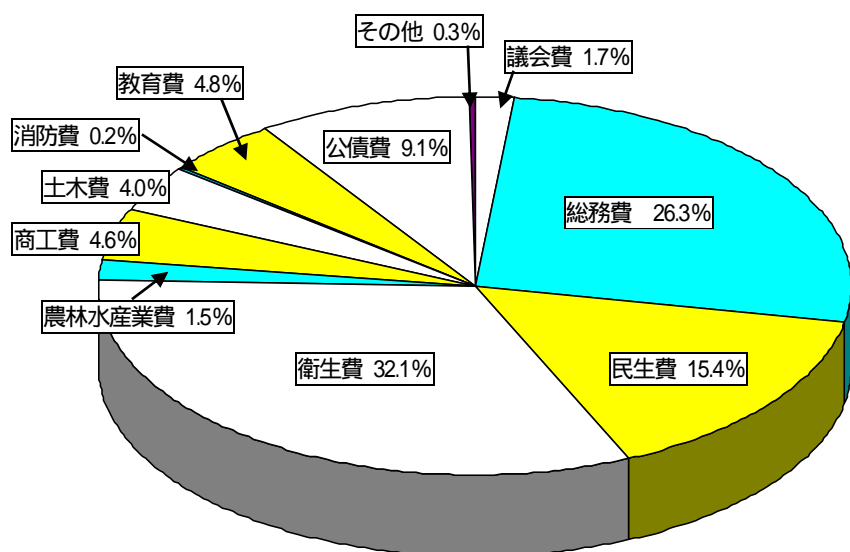
一般会計予算は、総額 38 億 4,898 万 1,000 円で前年度当初予算と比較すると、8,854 万 8,000 円、2.4%の増加となっています。

問合せ先 財政課財政係 2 - 3 1 1 2

平成 20 年度 歳入予算



平成 20 年度 歳出予算



一般会計歳入予算額

	金額(千円)	構成比 (%)
村税	420,727	10.9
地方譲与税及交付金	66,862	1.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	152,666	4.0
地方特例交付金	2,169	0.1
地方交付税	1,042,394	27.1
分担金及負担金	26,524	0.7
使用料及手数料	190,216	4.9
国庫支出金	518,600	13.5
都支出金	826,305	21.5
財産収入	28,142	0.7
繰入金	235,118	6.1
村債	281,100	7.3
その他	58,158	1.5
計	3,848,981	100.0

一般会計歳出予算目的別額

	金額(千円)	構成比 (%)
議会費	64,488	1.7
総務費	1,013,290	26.3
民生費	592,335	15.4
衛生費	1,239,369	32.1
農林水産業費	57,719	1.5
商工費	175,312	4.6
土木費	152,690	4.0
消防費	9,175	0.2
教育費	184,243	4.8
公債費	349,033	9.1
その他	11,327	0.3
計	3,848,981	100.0

一般会計歳出予算性質別額

	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	712,866	18.5
物件費	1,079,996	28.1
補助費等	355,669	9.2
普通建設事業費	900,469	23.4
公債費	349,033	9.1
扶助費	60,952	1.6
繰出金	307,586	8.0
その他	82,410	2.1
計	3,848,981	100.0

会計別予算計上額

	金額(千円)	構成比 (%)
一般会計	3,848,981	76.6
国民健康保険特別会計	227,094	4.5
簡易水道事業特別会計	352,882	7.1
老人保健特別会計	17,502	0.3
宅地造成事業特別会計	98,163	2.0
介護保険(保険事業勘定)特別会計	70,618	1.4
介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計	116,907	2.3
下水道事業特別会計	238,898	4.8
浄化槽事業特別会計	26,189	0.5
後期高齢者医療特別会計	26,189	0.5
計	5,021,545	100.0

第 3 次小笠原村総合計画 平成 20 年度予算反映状況

小笠原村では、総合的・計画的な行政の運営を図るために、第 3 次総合計画を策定し、これに則して事務の処理を行っています。この総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項に規定されている「基本構想」と基本構想実現のための具体的な事業計画を定めている「基本計画」からなっています。その施策ごとの平成 20 年度予算への反映状況は下表のとおりです。

章	節	予算額 (千円)	主要事業項目
第 1 章 人と自然が共生する村			
	1 計画的な土地利用	-	計画的な土地利用の検討、有効活用の促進
	2 自然環境の保全と活用	7,590	外来種駆除、世界自然遺産啓蒙 ほか
	小 計	7,590	
第 2 章 快適に暮らせる村			
	1 航空路の早期開設	10,000	早期開設の推進
	2 交通環境の整備	89,168	村道改修、村営バス運行 ほか
	3 情報通信体制の整備	79,171	衛星インターネット送受信設備設置 (母島)、テレビ運営費負担金
	4 良好な住環境の整備	-	要望、検討
	5 上・下水道の整備	319,964	導送配水施設改良、管渠整備改良、浄化槽設置 ほか
	6 循環型社会の構築	143,448	リサイクル経費、施設改修 ほか
	7 生活環境の向上	18,544	シロアリ対策、野ネコ対策、美化運動 ほか
	小 計	660,295	
第 3 章 活力ある産業で自立発展する村			
	1 活力ある農業の振興	9,016	有害鳥獣駆除、運賃補助、農産物販売促進事業 ほか
	2 安定した水産業の展開	16,965	シマアジ稚魚放流、販売促進事業 ほか
	3 魅力ある観光拠点の整備	-	要望、検討
	4 観光客受入体制と P R 活動の強化	86,525	観光宣伝事業、金融支援、地産地消推進会議開催 ほか
	5 小笠原ブランドの確立	14,080	集客宣伝事業 ほか
	6 親しまれる商業地の整備	-	検討
	7 産業間の連携	387	産業祭開催 ほか
	小 計	126,973	
第 4 章 すべての人が安心して暮らせる村			
	1 保健・医療・介護の充実	1,125,283	住民健診、診療所運営、診療所建替 (複合施設) ほか
	2 福祉の充実	52,684	社会福祉協議会運営費補助、保育園改修、備品購入 ほか
	3 衛生施設の整備	-	-
	4 消防防災体制の充実	8,385	新防災無線運用開始、防災備蓄倉庫設置、消火栓改修 ほか
	小 計	1,186,352	
第 5 章 豊かな心でゆとりを持って暮らせる村			
	1 学校教育の充実	55,862	校舎改修、英会話教育実施 ほか
	2 生涯学習の環境整備	326	施設管理、研修補助 ほか
	3 小笠原文化の振興	4,175	文化団体支援、小花作助文庫整理、資料収集 ほか
	4 村民総スポーツの推進	7,993	スポーツ団体支援、体育施設管理 ほか
	5 国際化への対応	-	国際交流の促進 ほか
	小 計	68,356	
第 6 章 国民のオアシスを提供する村			
	1 エコツアーの実施	12,557	エコツーリズム協議会運営、フィールド整備 ほか
	2 小笠原らしい景観形成	3,725	街並み景観づくり推進 ほか
	小 計	16,282	
第 7 章 計画実現のため			
	1 村民参加システムの確立	2,461	村民だより発行、ホームページ更新、対話集会実施 ほか
	2 効率的な行財政運営の確立	4,688	文書管理システム運用 ほか
	3 職員の資質向上	1,489	研修参加負担金 ほか
	4 関係機関への要請	-	要請
	小 計	8,638	
総 計		2,074,486	

(注) 本表は第 3 次小笠原村総合計画の各項目ごとの事業経費であり、経常的な経費は含んでいないため、平成 20 年度予算総額とは一致しません。

窓口での本人確認

当村では従来より、住民票・戸籍証明書関係で窓口にお越しの方の本人確認のご協力をお願いしてまいりましたが、5月1日より法改正に伴い、この本人確認が義務づけられます。

窓口で住民票・戸籍証明書の申請の際は、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど顔写真が付いた本人確認ができる証明書の提示をお願いします。その他、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書なども使える場合があります。なお、居住証明書カードは使えません。

また、親戚・友人・知人などに頼まれて、代理人として申請される場合は、窓口にお越しの方の本人が確認できる証明書の提示と、「委任状」をお預かりください。

お顔の分かる村民の皆様は、このような不便をおかけすることは、当村としても心苦しいところであり、しかし、これは全国的な取り扱いであり、皆様の個人情報をお預かりするためには必要な措置であると考えます。皆様のご理解とご協力のほど、お願いいたします。

問合せ先 村民課住民係 2 3 1 1 3

妊婦健康診査費の

一部公費負担回数の変更

平成 20 年 4 月 1 日から、妊婦健康診査の一部公費負担(母子手帳交付時に渡している妊婦健康診査受診票)を2回から5回に変更します。

3月31日以前に母子手帳を交付されている妊婦の方で4月1日現在出産していない場合は、4月1日以降に受診する妊婦健康診査について、3回分まで一部公費負担をします。妊婦健康診査受診後、村民課福祉係窓口において妊婦健康診査費助成の申請を行ってください。

さい。詳しくは、村民課福祉係までお問い合わせください。

なお、妊婦健康診査費の一部公費負担の回数については、各市町村で違う場合があります。妊娠中に他市町村へ転出する場合は、転出先市町村の母子保健担当にご確認ください。

問合せ先 村民課福祉係 2 3 9 3 9

小笠原村出産費用補助の変更

平成 20 年 4 月 1 日から、小笠原村出産費用補助を廃止し、新たに小笠原村出産支援金を制定します。

出産支援金は、妊娠 24 週目から支給申請ができます。対象者および支給金額は次のとおりです。詳しくは、村民課福祉係へお問い合わせください。

【対象者】

申請日を基準として、一年以上小笠原村に住所登録し、村内に生活の本拠を有する妊婦、産婦またはその配偶者
の要件を満たし、村の債務を滞っていない者

【支給金額】

《父島に生活の本拠を有し、妊娠 24 週以降または村外で出産した場合》 40 万円
《母島に生活の本拠を有し、妊娠 24 週以降または村外で出産した場合》 41 万 3 千円

問合せ先 村民課福祉係 2 3 9 3 9

固定資産課税台帳の閲覧

および価格等縦覧帳の縦覧

固定資産税は、総務大臣の定める固定資産評価基準により村長が固定資産の価格を決定し、この価格に基づいて課税されます。土地および家屋の所有者などは、この価格

を知るため、固定資産課税台帳(各寄帳)の閲覧をすることができます。

また、固定資産税の納税者は、村内の他の土地または家屋の価格と比較するため、価格等縦覧帳を縦覧できます。詳しくは、財政課税務係へお問い合わせください。

【固定資産課税台帳の閲覧】

《期間》 4月1日～翌年3月31日
《時間》 午前8時～午後5時30分
(土・日曜日・休日を除く)
(正午～午後1時30分を除く)

【価格等縦覧帳の縦覧】

《期間》 4月1日～4月30日
(土・日曜日・休日を除く)
《時間》 午前8時～午後5時30分
(正午～午後1時30分を除く)

【閲覧および縦覧場所】

財政課税務係 母島支所庶務係

問合せ先 財政課税務係 2 3 1 1 2

固定資産税の納付期限

平成 20 年度固定資産税第 1 期の納付期限は、4月30日(水)です。お忘れのないようお願いいたします。

また、口座からの自動払込による納付を申し込まれている方につきましては、残高不足にご注意ください。

問合せ先 財政課税務係 2 3 1 1 2

ノヤギ駆除事業報告

【銃器によるノヤギ駆除】
ノヤギによる農作物被害の軽減を目的に、村で実施している銃器によるノヤギ駆

除事業は、3月6日(木)をもって平成 19 年度の事業を終了いたしました。

平成 19 年度も東京都猟友会小笠原支部他関係機関等の多大なご協力により、合計駆除頭数 255 頭の実績をあげることができました。関係各位並びに村民の皆様のご理解、ご協力に感謝いたします。

平成 20 年度におきまして、年間を通して7月から9月を除くノヤギ駆除事業を実施していきます。

今月の実施日は、7月(月)、18日(金)、24日(木)の3回を予定しています。

実施に当たりましては、安全には十分配慮するとともに、駆除前日および当日に防災行政無線でお知らせいたします。当日、駆除地域へ立ち入る場合は十分ご注意ください。

【わなによるノヤギ駆除事業】

農業被害軽減のため、平成 18 年度から実施しているわなによるノヤギ駆除については、農業者や狩猟免許所有者のご尽力により、平成 19 年度は 43 頭(3月 19 日現在)のノヤギを駆除することができました。

平成 20 年度も引き続きわなによるノヤギ駆除を実施していきます。

わなは、父島にある農地の周辺に設置されます。わなを設置する農地には、注意喚起のための看板などが立てられます。また、わな1個ずつに、設置者の氏名などを明記した標識が付けられます。

《注意事項》

わなは昼夜を問わず設置されますので、十分注意してください。特に夜間には、設置場所周辺に立ち入らないようお願いいたします。また、ペットは放し飼いにせず、飼育者の責任で管理されますようお願いいたします。

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4

小笠原村観光振興に係る

金融支援対策

村内の中小企業者(個人または法人)の方が当村において、宿泊施設や観光事業等の新規整備、取得、増築、改修、改善のための設備資金の融資を受けた場合、金融支援策として利子補給および信用保証料の補助が受けられる制度があります。

この制度は、すでに営業されている方だけではなく、新しく開業しようとする方も利用できます。制度には一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 産業観光課 2 3 1 1 4

村営バス

ゴールデン・ウィーク中の運行

村営バスは、4月27日(日)～5月5日(月)の間の休日(4月27日、29日、5月3日～5日)、休日ダイヤ運行に加えて、次の便を増便して運行します。

扇浦線

午前8時15分「村役場前」発
午前8時30分「小港海岸」発
4月27日(日)は運行しません。
午後1時30分「村役場前」発
午後1時45分「小港海岸」発
5月5日(月)は運行しません。

休日のお出かけには、ぜひ村営バスをご利用ください。

問合せ先

村営バス営業所 2 3 9 8 8
産業観光課 2 3 1 1 4

狂犬病予防注射と犬の登録

生後3か月以上の飼い犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

次の日程で定期集合注射を実施しますので、忘れずに受けさせてください。

狂犬病予防注射

【父島】

《日程》 4月18日(金) 午前9時～正午
《場所》 島しょ保健所小笠原出張所

【母島】

《日程》 4月19日(土) 午前10時～正午
《場所》 母島支所

【予備日】 海況等により実施できない場合

《父島》 4月24日(木)

《母島》 4月25日(金)

【費用】 釣り銭のないようお願いします。

予防注射のみ 3 5 5 0 円

予防注射と新規登録 6 5 5 0 円

問合せ先

建設水道課 2 3 1 1 5
母島支所庶務係 3 2 1 1 1
島しょ保健所小笠原出張所 2 2 9 5 1

戦没者やすらぎの郷

の管理運営について

奥村運動場ゲートボールコートに隣接しております「戦没者やすらぎの郷」の管理運営につきましては、これまで「戦没者やすらぎの郷保存会」が行っていましたが、保存会役員会において平成19年11月末日をもって解散することを決定いたしました。

悲惨な戦争を二度と繰り返さないための礎となるように、亡くなられた多くの犠牲者の方々の冥福を祈りできる場所を建立したいとの悲願から、村内外の多くの方々に「寄進をいただき、鎮魂の碑、平和の鐘」を平成6年10月に建立することができました。しかしながら、この建立から13年の時が経ち、役員の高齢化が進み、このままでは管理運営することが困難となりましたことから、ここ数年において小笠原村と協議を重ねた結

果、平成20年4月1日より小笠原村に管理運営を引き受けていただけることになりました。皆様方には、この場をお借りし、慎んでご報告申し上げます。

当保存会によるこれまでの管理運営につきましては、皆様方に多大なるご支援・ご協力を賜りましたことをここに厚く御礼申し上げます。

「戦没者やすらぎの郷保存会」

問合せ先 総務課総務係 2 3 1 1 1

村役場人事異動

4月1日付

《内は旧所属》

【課長級】

総務課企画政策室長・航空路担当副参事

湯村 義夫 《東京連絡事務所》

建設水道課課長補佐(昇格)

町田 健太郎 《建設水道課主査》

【係長級】

総務課企画政策室主査(東京連絡事務所)

鶴田 典之 《産業観光課産業観光係主査

持田 憲一 《総務課総務係主任》

柏木 徹 《財政課財政係主任》

松谷 諭 《財政課税務係主任》

村民課住民係長

菊池 康彦

総務課企画政策室主査(東京連絡事務所)

村民課福祉係主査(昇格)

畔上 智武 《村民課福祉係主任》

村民課福祉係主査(母島保育園)

藤崎 邦夫 保育士

《村民課福祉係主査(父島保育園)》

産業観光課産業観光係主査

及川 英典 《村民課住民係長》

【主任級】

総務課企画政策室主任

石原 洋介 《財政課財政係主任》

財政課財政係主任

山下 正裕 《総務課企画政策室主任》

建設水道課主任(昇格)

上部 修一 《総務課IT推進係》

村民課福祉係主任(父島保育園)(昇格)

伊藤 千栄子 施設調理

《村民課福祉係(父島保育園)》

【主事級】

総務課IT推進係

南雲 文典 《母島支所庶務係

村民課福祉係(父島保育園)

常盤 佳子 保育士

《村民課福祉係(母島保育園)》

【採用】

村民課付 保育士 小笠原 由貴

村民課付 保育士 鈴木 香奈

【派遣職員(派遣延長)】

総務課企画政策室副参事

岩本 誠 《総務課企画政策室副参事》

【派遣職員(転入)】

医療課診療所係(父島)

小野川 淳 医師 《東京都》

【派遣職員(異動)】

医療課診療所係(母島)

佐藤 敏秀 医師 《医療課診療所係(父島)》

【派遣職員(転出)】 3月31日付

東京都

井岡 大輔 医師 《診療所診療所係(母島)》

【退職】 3月31日付

畔上 寿恵 保育士

《村民課福祉係主任(父島保育園)》

高橋 千春 保健師 《村民課福祉係》

夏休みのこた

母島巡回労働相談

小笠原総合事務所が実施する、4月の「母島巡回労働相談」の日程は次のとおりです。
当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

【日時】 4月14日(月) 午後5時～6時

【場所】 母島村民会館2階会議室

【相談内容】

- 労働条件(労働時間、安全衛生、賃金等)
- 求人求職(求人・求職申込等)
- 労災保険(加入、労災給付等)
- 雇用保険(加入、失業給付等)

問合せ先 小笠原総合事務所 2 2102

東京都小笠原住宅あき家人居者募集

【募集対象】

平成20年6月1日から平成21年5月31日までに発生するあき家住宅

【申込資格】

昭和19年3月31日に小笠原に住所を有し、昭和43年6月25日に小笠原諸島以外の日本国内に住所を有していた方で、小笠原諸島に永住を希望する方の配偶者または直系血族の方で小笠原に永住を希望する方

申込日現在、小笠原村に住民登録をし、小笠原村に居住している方

【申込期間】

4月11日(金)～25日(金)

郵送の場合は24日(木)の消印有効

【募集案内配布】

4月11日から25日までの間、「募集案内」を次の場所で配布します。

小笠原支庁土木課
小笠原支庁母島出張所
東京都住宅供給公社募集センター
総務局行政部振興企画課

申込み・問合せ先

小笠原支庁土木課住宅係 2 2123

小笠原諸島

生活再建資金貸付利率改正

小笠原諸島生活再建資金の貸付利率が4月1日から変更になりました。
変更後の貸付利率は次のとおりです。(変更前に借り受けまたは、貸付決定された資金の利率については、変更ありません。)

資金名	変更後の利率
農業資金	1.7%
漁業資金	1.7%
商工業資金	2.2%
住宅資金	3.45%
生活資金	1.9%

問合せ先 小笠原支庁産業課商工係 2 2122

一見港周辺の景観形成特別地区の指定について説明会の開催

東京都は、これまでの村民だよりでお知らせしたとおり、小笠原村と連携し、小笠原の景観形成について検討を進めています。

このたび、小笠原の自然や風土を活かした魅力ある景観誘導を図る計画(素案)について島内における説明会を次のとおり開催いたしますので、ぜひご参加ください。

今後、説明会などのご意見を踏まえ、今年6月を目途に景観計画に定める予定です。

【日時】 4月16日(水) 午後7時～8時30分
【場所】 地域福祉センター

問合せ先

東京都都市整備局市街地企画課

03 5388 3265

遊漁船業務主任者講習会の開催

第1回(父島)

《日時》 5月15日(木) 午後4時～8時

《場所》 地域福祉センター多目的ホール

第2回(母島)

《日時》 5月17日(土) 午後4時～8時

《場所》 小笠原支庁母島出張所会議室

平成15年に講習会を受講今年有効期間が満了し、引き続き業務を行う予定のある方は、再度講習を受ける必要があります。小笠原における次回の講習会は、平成25年開催の予定となります。

【申込期限】 4月24日(木)

【申込方法】

小笠原支庁産業課水産係にある「受講申込書」に必要事項をご記入の上、申し込んでください。

遊漁船業を営む場合は、遊漁船業登録に加え「遊漁船業務主任者」を乗船させる必要があります。遊漁船業務主任者になるには、遊漁船業務主任者講習会の受講が必要です。(有効期間5年間)

申込み・問合せ先

小笠原支庁産業課水産係 2 2122

春の全国交通安全運動の実施

小笠原警察署では、本運動に伴い、交通事故の防止と交通安全の普及を目指して交通安全キャンペーンの実施や小・中学校の通学路

に対する安全対策と高齢者交通指導員による高齢者保護誘導活動を行うほか、新入児童・生徒を対象に保育施設および小学校で、交通安全教室の開催や事業所を対象とした交通安全講習の開催を予定しています。

【実施期間】

4月6日(日)～15日(火)

【メインスローガン】

「やさしさが 走るこの街 この道路」

【運動の基本】

「子どもと高齢者の交通事故防止」

【運動の重点】

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

問合せ先 小笠原警察署 2 2110

自衛官募集

幹部候補生・予備自衛官補(一般・技能)

【応募資格】

《幹部候補生》 20歳以上26歳未満の者 (大学院卒28歳未満の者)

《予備自衛官補》

一般 18歳以上34歳未満の者

技術 18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により55歳未

満～53歳未満の者)

【受付期間】

《幹部候補生》 4月1日(火)～5月12日(月)

《予備自衛官補(一般・技術)》 4月14日(月)まで

問合せ先

自衛隊東京地方協力本部大田出張所
03 3736 4271

海上保安署からのお知らせ

漁業関係者の皆様へ

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正により、平成 20 年 4 月 1 日より、ライフジャケットの着用義務範囲が拡大され、1 人乗り小型漁船に乗船し漁ることに従事する場合、連絡手段の有無に関わらず、ライフジャケットを着用しなければならなくなりました。

これに違反した場合、6 か月以内の免許停止などの行政処分の対象となりますので、法令の遵守をお願いします。

また、安心安全に漁ることに従事するためにも、1 人乗り小型漁船に限らず、すべての小型漁船乗船者のライフジャケット着用にもご協力をお願いします。

小型船舶所有者の皆様へ

本年も 5 月 22 日 (木) に日本小型船舶検査機構の検査員の方が来島され、小型船舶の検査を実施します。

【今年検査を受ける船舶】

平成 14 年に定期検査を受けた船舶

「定期検査の受検」

平成 17 年に定期検査を受検した船舶

「中間検査の受検」

船舶検査証書や船舶検査手帳で確認

しましょう。

また今年から、中間検査済票が廃止され、代わりに次回検査時期が表示された「次回検査時期指定票」が交付されます。船舶番号、船舶検査済票は船外から見やすい場所への表示が法で義務付けられております。正しい方法で最新の検査済票を表示するようにしましょう。

問合せ先

小笠原海上保安署 2 7 1 1 8
「海のもしも」は 1 1 8 番

テレビ視聴管理組合加入のお願い

皆さんが現在ご覧になっている地上波放送は、民間の通信衛星を介して本土電波を送信小笠原村にて受信するといった、今までにないシステムを採用し、平成 8 年 4 月より本土のテレビ放送をリアルタイムで楽しんでいただいております。

このシステムの運営には、通信衛星の使用料、施設の維持管理費など合計で約 3 億 5 千万円の費用がかかっており、これを東京都・放送事業者・小笠原村(村民を含む)で分担することになっております。

そこで、テレビをご覧になる方には、一般世帯の場合、月々 3 千円の利用料のご負担をいただいております。皆さんには小笠原村テレビ視聴管理組合に組合員として加入いただき、利用料をお支払いの上、地上波テレビ放送をご覧くださいますようお願いいたします。

また、お引越しの際には、住所変更の手続きをお願いいたします。

【受付場所】

テレビ視聴管理組合(村役場第 2 庁舎)

村役場母島支所

問合せ先 小笠原村テレビ視聴管理組合 2 3 5 1 0

電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ部住民を対象に実施します。

【相談内容】 無料一般相談

【実施日程】 4 月 25 日(金)

【実施時間】 午前 10 時～正午

(1 件あたり概ね 20 分)

事前の予約は不要ですが、相談の電話が込み合つことも予想されますので、事前予約も受け付けます。事前予約を希望される方は、

4 月 23 日(水)までにご連絡をお願いします。

問合せ先・事前予約受付

第二東京弁護士会法律相談センター

0 3 3 5 9 2 1 8 5 5

東京二弁護士会による法律相談

東京二弁護士会主催による法律相談を開催します。相談を希望される方は、ぜひこの機会をご利用ください。(予約が必要です。)

【相談内容・時間】

無料一般相談(1 コマ 40 分以内)

【母島】

《日時》 4 月 14 日(月) 午後 7 時～9 時

《場所》 母島支所 2 階会議室

【父島】

《日時》 4 月 15 日(火) 午後 3 時～5 時

《場所》 地域福祉センター 会議室

【予約受付時間】

午前 9 時 30 分～午後 5 時

(祝日および正午～午後 1 時を除く)

【主催】 東京弁護士会

第一東京弁護士会

第二東京弁護士会

問合せ・予約電話番号

法律相談センター

0 3 3 5 9 5 8 5 7 5

小笠原諸島返還 40 周年記念事業

ははじ丸で行く 鷺島

あほどりクルーズ

鷺島で行われているアホドリ保護の取り組みを知り、歴史的な瞬間を目のあたりにするクルーズに、あなたも参加してみませんか。

【実施日時】 4 月 12 日(土)

午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分

【予定航路】 父島→嫁島→媒島→針之石→鷺島(2 周)→北之島

【参加費】

大人 1 万 7 千円

小人(6 歳以上 12 歳未満) 1 万 3 千円

昼食(1 コ弁当)含む

クルーズのポイント

アホドリ類のことが良く分かる事前レクチャーを実施します。

普段見る機会の少ない鷺島列島の東側や、北之島周辺を航行します。

経験豊富な解説スタッフが乗船し、クルーズをサポートします。鳥や島の解説だけでなく、船内ショートレクチャーも実施する予定です。

オリジナルグッズ付き

(注) 当日の海況により内容が一部変更となる場合もあります。

申込み・問合せ先

小笠原ツアーデスク 2 2 1 8 7

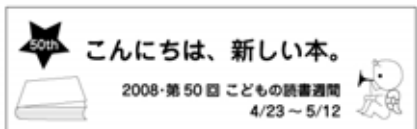
地域福祉センター 父島図書室より

2008「こどもの読書週間」

こどもたちは、新しい本

こどもたちにもっと本を、こどもたちに、もっと本を読む場所をとの願いから、4 月 23 日の「世界本の日」、「子ども読書の日」から 3 週間(4 月 23 日～5 月 12 日)2008 年「こどもの読書週間」が実施されます。

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことが、こどもたちにとってどんなに大切なことか。こどもに読書を勧めるだけでなく、大人にとってもこどもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。ぜひお子さんと一緒に図書室にお越しください。



2005年度より父島内の各学校図書室と父島図書室とが連携し、図書室を充実させこどもの読書を推進するよう相互協力しています。

問合せ先

地域福祉センター父島図書室	2	2911
小笠原小学校図書室	2	2012
小笠原中学校図書室	2	2502
小笠原高校図書室	2	2346

東京都科学技術週間

亜熱帯農業センター
施設公開&園芸教室

亜熱帯農業センターでは科学技術週間にあたる、次のとおり研究施設を一般公開するとともに、園芸教室や苗木配布などを行います。

【日時】4月19日(土)午前10時～午後3時

【場所】亜熱帯農業センター

【内容および時間】

- 《試験研究施設公開》午前10時～午後3時
- 《ヒヨコと遊ぼう!》午前11時～午後3時
- 《農業機械展示》午前10時～午後3時
- 《苗木の無料配布》午前10時30分～
- 《苗木即売会 野菜・果樹苗他》

- 《実物鑑定クイズ》 午前10時～午後2時30分
- 《スタンプラリー》 午前10時15分～午後2時

《外来種の丸太切り体験》
ノコギリで丸太を切ろう!

- 《園芸教室(定員各20名)》
- 「野菜の育て方」 午前11時～30分
- 「果樹の接ぎ木体験」 午後1時～50分
- 「果樹と野菜の食味調査」

「品種による味の違いと糖度測定」
午後2時～30分

実物鑑定クイズ、スタンプラリー(結果発表午後2時45分)で全問正解された方に、景品として小笠原の農産物を用意しております。対象者多数の場合は抽選)また、丸太切り体験に参加していただいた方には素敵な景品も用意しております。

問合せ先

亜熱帯農業センター	2	2104
-----------	---	------

燃料油価格変動調整金

ははじま丸

5月の調整金を含む運賃(旅客・貨物)は次のとおり改定となります。

【旅客運賃】

- 《1等》 大人 9150円 (+1590円) 小人 4580円 (+800円)
- 《2等》 大人 4570円 (+790円) 小人 2290円 (+400円)
- 《村民割引(往復)》

【貨物運賃】

- 《1等品》 9080円 (+1016円)
- 《2等品》 8513円 (+953円)
- 《3等品》 7945円 (+889円)
- 《小口貨物(↑口)》
- 0.10トン以下 910円 (+102円)
- 0.075トン以下 686円 (+77円)

問合せ先 伊豆諸島開発(株)

03	3455	3090
----	------	------

おがさわら丸

6月の調整金を含む運賃(旅客・貨物)は次のとおり改定となります。

【旅客運賃】 ()内は変動調整額

- 《2等》 2万5280円 (+2710円) 小人 1万2650円 (+1360円)
- 《特2等》 3万7910円 (+4060円) 小人 1万8960円 (+2030円)
- 《1等》 5万0560円 (+5420円) 小人 2万5280円 (+2710円)
- 《特1等》 5万8450円 (+6260円) 小人 2万9230円 (+3130円)
- 《特等》 6万3270円 (+6780円) 小人 3万1640円 (+3390円)
- 《2等季割》 2万0230円 (+2170円)

【貨物運賃】

- 《1等品》 1万6420円 (+1216円)
- 《2等品》 1万5286円 (+1132円)
- 《3等品》 1万4062円 (+1042円)
- 《小口貨物(↑口)》
- 0.10トン以下 1645円 (+122円)
- 0.075トン以下 1255円 (+91円)

問合せ先 小笠原海運(株)

03	3451	5171
----	------	------

健康・保健のそと

いきいき体操教室(公開・申込制)

介護を受けることなく末永くいきいきと自分らしい生活を送るためには老化のサインをいち早く発見して適切な対策を行うことが大切です。運動を継続的に行う習慣を身に付けていただくために、運動の指導員や保健師が皆さんのお手伝いをいたします。

今月は、公開教室を行います。こちらは、申し込みがなくても参加できます。また、5月からは申し込み制で教室を開催します。ぜひ、お気軽にご参加ください。なお、送迎は行っておりません。

【対象者】60歳以上の村民の方
ただし次にあてはまる方は参加できません
主治医より運動負荷を禁止されている方
歩行に介助が必要な方
要介護1以上の認定を受けている方

4月開催 公開いきいき体操教室

【父島】

《期間》4月1日(火)～24日(木)
までの毎週火・木曜日
《時間》午前9時30分～11時
《場所》地域福祉センター

【母島】

《期間》4月10日(木)～24日(木)
までの毎週火・木曜日
《時間》午後2時～3時30分
《場所》母島支所大広間

5月より開催 いきいき体操教室(申込制)

【父島】

火曜クラス(毎週火曜日)
木曜クラス(毎週木曜日)
《期間》5月20日(火)～7月31日(木)
《時間》午前9時30分～11時
《場所》地域福祉センター

【母島】

火曜クラス(毎週火曜日)
木曜クラス(毎週木曜日)
《期間》5月13日(火)～7月31日(木)
《時間》午後2時～3時30分
《場所》母島支所大広間

【申込方法】

4月25日(金)までに村民課福祉係または母島支所窓口へ申込書を提出してください。申込書は、窓口で配布しています。途中参加ができませんので、必ず申し込みを行ってください。

問合せ先

村民課福祉係	2	3939
母島支所	3	2111

乳幼児健診・歯科健診

対象者の方には、個別通知をいたします。
6歳未満の乳幼児で健診を希望される方は、事前に電話での予約をお願いいたします。

【対象者】 3、4か月、6、7か月、9、10か月、1歳6か月、2歳6か月(歯科健診のみ)、3歳の乳幼児

【父島】

《日程》 4月10日(木)

《受付時間》 午後2時～3時

《場所》 地域福祉センター2階会議室

【母島】

《日程》 4月24日(木)

《受付時間》 午後2時～3時

《場所》 母島診療所2階

問合せ先 村民課福祉係 2 3939
母島支所 3 2111

麻疹 風疹混合

第3期・4期予防接種のお知らせ

平成20年4月1日から5年間の期限付きで、麻疹と風疹の定期予防接種の対象が、第3期(中学校1年生)、第4期(高校3年生)に拡大されました。小笠原村では次のように実施いたします。小笠原村に住民票がある方に個別に通知しますので、ご参照ください。

【実施日】平成20年5月～平成21年3月の毎月第1木曜日

【受付時間】《父島》午後4時～5時
《母島》午後4時～4時30分

【実施機関】小笠原村診療所・母島診療所

問合せ先 村民課福祉係 2 3939

環境・自然のページ

世界自然遺産のコーナー

2月26日(日)ジッターセンターにおいて、平成19年度3回目の小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会が開催されました。

今回の会議では、平成19年4月に設定された、小笠原諸島森林生態系保護地域の利用を含めた保全管理計画の案と利用ルート・入林手続きの方法についての提示が主な内容でした。

保全管理計画は、対象地の概要、保全管理に関する基本的事項、当面の課題に関する事項、推進体制などで構成され、各々の項目についての説明後、具体的な利用に関するルート予定図から手続きの詳細について説明がありました。

【村民が利用する場合の主な要点】
入林手続きの開始予定日
平成20年9月から
利用できる範囲
公道貸付地・海岸・保存地区内の指定ルート

利用できる範囲の中で、保存地区内の指定ルートや保全利用地区の指定されたルート以外については、入林手続きが必要です。

入林手続きをとる場合、事前に利用講習会の受講修了資格が必要です。

利用講習会は半日程度、村民は簡易な講習を検討中が必要です。

利用講習修了者が入林手続きした場合は10人まで一緒に同行できます。
村民がレクリエーションなどで頻りに利用する場合、利用講習修了者に限り年間パスポートを発行し、利用のたびに提出する入林申請を省略できます。

以上のよつな説明がありました。これを

要約すると、本年9月以降山に行く場合、遊歩道などは今までどおり普通に利用できます。しかし、踏み分け道を使っていくような場所は、指定されたルートを利用することになります。例えば、千尋岩や西海岸に入る場合は、4時間程度の利用講習を受けた方と同行して利用することになります。山歩きなどを趣味としている方は、利用講習を受けて年間パスポートを取得していれば、いつでも利用できます。利用講習会についても、村民向けには簡易な講習を考えています。

海岸の利用については、ジヨンビーチまでは遊歩道が整備されているので、山側から歩いて利用できますが、ジヨンビーチ、中海岸、東海岸は、歩いて入ることはできません。ただし、船からの上陸利用は認められています。なお、ルートについては現在調整中で、最終的なものではありません。

利用講習会は、6月上旬ごろから7月にかけて開催する予定で、その後も要望により随時開催していきます。

村役場としては、保護地域の設定委員会から終始、村民生活への影響について最小限に抑えるよう要望してきました。設定した林野庁の考え方としては、今回の利用方針に関しては、小笠原の自然保護と利用に関する安全上から、最低限のルールを設定した、村民の利用にはできる限りの配慮を行いました。

自然との共生を念頭に置いている小笠原では、村民も山の自然を守るための最低限の知識とルールに従わなくてはならないと考え、林野庁の保護管理について了承しました。

委員会後の住民説明会は、2月26日と3月10、11日の3日間に行われ、住民からの意見は、自然保護のために設定した保護地域の管理については、「もっと厳しく行い、現在ある自然を将来に渡って維持していくべきではないか」と保護中心の意見が多く、世界自然遺産登録へ向けての村民

意識の高さを改めて感じました。

島内飼養動物飼主の会について

2月号のこのコーナーでお知らせした、アカシラカラスバト国際ワークショップの検討結果で緊急的課題としてのネコ対策を報告しました。

対策の1つとして、島内で動物を飼育している飼主の会の立ち上げについても報告したところですが、島内の有志の方から飼主の会の発起人の申し出があり、現在立ち上げの準備を進めています。4月中旬には、1回目の会議を開く予定です。

詳細が決まり次第、掲示板でお知らせしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先 総務課企画政策室 2 3111

アカポツポ探検隊

第1回「不思議の国のアカポ」

涙の池に落ちたアカリスが出会ったのはドードーという少しマヌケな鳥です。画家テニエルの挿絵は、翼の下からはえる手を除くと、忠実に表現されています。この絵と物語が、ドードーを世界に知らしめたのは1865年でした。ドードーの絶滅から150年以上経たころです。



ドードーは、モーリシャス島に実在したハトの仲間です。この鳥は1600年ごろの航海記に初めて登場し、100年後には絶滅していました。天敵のいない島で進化したドードー

ドーは、警戒心を失い、過剰な狩猟圧とブタなどの移入動物が原因で減少したと言われています。今ではその名は絶滅種の代名詞として世界に知られています。

「島で警戒心なく進化したハトが、狩猟と移入動物により減少」としても他人事とは思えません。アカガシラカラスバトは、まさに同じ道を歩みつつあります。島の鳥が、人の影響で絶滅することは、珍しくありません。実際、日本の絶滅鳥類とされる13種類のうち、12種類は島の鳥で、さらにそのうち6種類は小笠原の鳥なのです。幸いアカガシラカラスバトはまだ生き残っています。生物を絶滅に追い込む要因の一つは「無関心」ですが、小笠原ではこの点は心配なさそうです。1月には父島で、保全のための国際集会も開かれ、アカボツボという愛称も付けられました。天然記念物でもあるこの鳥をより深く理解するため、これから毎月その生態に迫ろうと思えます。アカボツボが絶滅鳥の代名詞にならぬよう、考えていきたいと思います。

森林総合研究所 主任研究員 川上和人
問合せ先 教育委員会 2 3 1 1 7

アホウドリ第3の繁殖地を目指して 〜難輸送・飼育開始編〜

2008年2月19日に、伊豆諸島鳥島よりヘリコプターで野島に移住した10羽のアホウドリのヒナたちは、山階鳥類研究所の飼育スタッフらによって人工飼育が進められています。

移住した翌日には初給餌が行われました。餌は冷凍のトビウオとスルメイカを、当日朝に解凍し給餌用に加工して与えました。現在は、これらの餌をミキサーでミンチ状にしたものと、5cmくらいに切ったトビウオの切り身の他に、ヒナの脱水を防ぐための飲料水とビタミン剤を与えています。

ヒナの体重は3月11日には平均で5.59kgとなり、飼育開始時(平均4.14kg)から順調に増え続けています。くちばし、翼、脚も大きくなり、餌を与えるのも大変になってきました。最近では翼の綿毛が抜け初め、ますます大人びた顔つきになってきています。各ヒナの性格が違つこともわかるようになってきました。今後は4月下旬までは体重を増やしていきますが、その後は5月中旬の巣立ちに向けて体重を減らしていく予定です。

問合せ先 環境省小笠原保護官事務所 2 7 1 7 4

海洋センターだよりその82 クジラの家系図

交尾ガメの情報が、ちらほら聞かれる4月。海上では、ザトウクジラの親子がゆつたりと子育てをする様子が見られます。

今年も多くの雌クジラが子クジラを連れており、家系図ができるほど頻りに観察されている一族もいます。ザトウクジラの出産間隔は、通常2〜3年といわれており、小笠原では2年周期が一番多いように見受けられます。しかし、中には2年連続で出産するクジラもいます。これには年齢が関係しているようである程度出産回数を重ねたベテラン母さんが、授乳中にも排卵して次の年出産するという可能性が高いようです。ただ、このような連続出産には、母クジラの体調や餌場での十分な栄養摂取も大きく影響すると考えられています。

今年頻りに見られているマモ親子。海上に出られた機会に、ぜひ探してみてください。

問合せ先 小笠原海洋センター

NPO活動法人ボーン・オセアン・センター

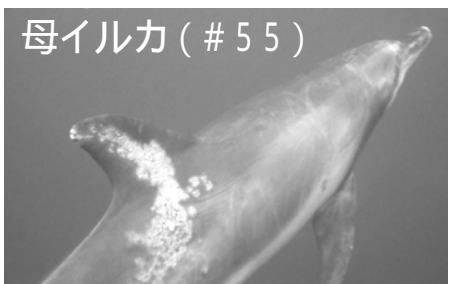
http://bonin-ocean.net 2 2 8 3 0

小笠原ホエールウォッチング 協会(OWA)のコーナー

小笠原で暮らすイルカたち パート45
「見守ってきた親子のその後」

ちょうど1年前の村民だよりでご紹介したミナミハンドウイルカの親子(#55と#118)、子イルカは生まれて間もないころからずっと観察されており、今年の夏で5歳になります。体もだいぶ大きくなりましたが、未だに母イルカと一緒にいます。2月と3月の調査でも、一緒にいるのが確認されました。

この母イルカ(#55)は背びれの右側に白いぶつぶつ状の皮膚異変があり、洋上から見てもすぐに見分けられることができます。この皮膚の異変は以前からありますが、少しずつ範囲が広がっており、気になるところです。



母イルカ(#55)

ザトウクジラの陸上観察会

【日時】 おがさわら丸入港日(5月1日まで) 午後4時〜5時

【場所】 三日月山展望台(現地集合解散) 海況が悪い時は中止

ナイトレクチャー

【日時】 おがさわら丸出港前日(5月4日まで) 午後7時30分〜8時30分

【場所】 小笠原ビジターセンター

【参加費】

村民、OWA会員 無料

その他 500円(資料代として)

申込み・問合せ先

小笠原ホエールウォッチング協会

2 3 2 1 5



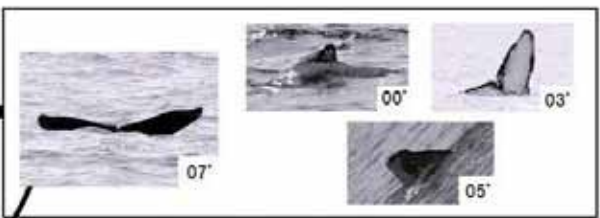
1990年初確認 母:0-46 マモ(モッチーニのママ) ♀



0-46(マモ)の子供たち(2008年までに7頭を確認)



1992年生まれ 娘:0-288 モッチーニ 16歳 ♀



0-288(モッチーニ)の子供たち(2008年までに4頭を確認)



2007年生まれ 孫:0-1500 ジュニア 1歳 性別不明

今年も子供を連れて父島近辺に長居しています! 海上でわたしたちを探してね!

けんこう通信

村民課福祉係
第 98 号

小笠原村の人は内地の人よりも

220 時間も多く太陽の光を浴びています!

～ 紫外線対策を万全にしよう!!! ~

小笠原村は、地理的条件から内地よりも年間日照時間が長く、東京が 1850 時間なのに対し、小笠原村(父島)は 2070 時間もあります。(気象庁父島気象観測所 HP より)また、緯度が低く太陽が真上に来るため、紫外線が空中で反射せず島に直接降り注ぐ割合も多くなります。紫外線を多く浴びることで、人体には様々な影響が出ます。

紫外線(UV)とは・・・

紫外線には A・B・C の 3 種類があります。

UV-A : UV-B ほど有害ではないが、長時間浴びた場合の健康への影響が懸念される。

UV-B : ほとんどは大気層(オゾン層など)で吸収されるが、一部は地上へ到達し、皮膚や眼に有害である。

UV-C : 大気層(オゾン層など)で吸収され、地上には到達しない。

紫外線が増加すると、水上・陸上の生態系や農業生産への影響のほかに、人へのさまざまな影響があります。多くの研究により、紫外線を浴びすぎると人の健康に影響があることが分かってきました。

急性の影響

日焼け
雪目(目が痛くなったり、光に過敏になる)
免疫機能低下

紫外線による健康影響

慢性の影響

<皮膚>

シワ
シミ、老人斑
良性腫瘍
前がん症(将来的に皮膚がんに進む可能性があるもの)
皮膚がん

<目>

白内障
翼状片

紫外線を内と外から完全ブロック!

体の中で紫外線から守ってくれるもの

なんとといってもビタミン!!!

ビタミンは紫外線でダメージを受けた肌を元通りに修復する役割を担っています。

ビタミン名	役割	多く含まれる食品
ビタミン C	活性酸素の活動から肌を守る。	ブロッコリー、カリフラワー、いちご、柑橘類
ビタミン E	肌を酸化から守る。	かぼちゃ、うなぎ、はまち、アーモンド
カロテン	活性酸素の働きを抑える。	ほうれん草、にんじん、春菊、小松菜
ビタミン B ₂	新陳代謝を高め、皮膚や粘膜の発育を助ける。	わかめ、いわし、ぶり、まいたけ、鶏卵、レバー

活性酸素: シミやくすみ、肌の老化の原因となり、紫外線を浴びることにより、肌の表面で発生する物質。

体の外で紫外線から守ってくれるもの

時間帯の調整。

正午を挟んで 10 時 ~ 14 時の時間帯が一番強くなります。

日陰の利用。

約 50% の紫外線をカットすることが出来ます。

日傘・帽子を使う。

約 20% の紫外線をカットすることが出来ます。

衣服で覆う。

長袖・長ズボンで肌の露出を避けましょう。

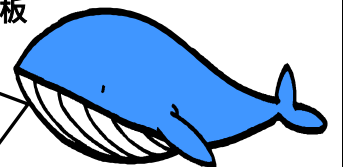
サングラスをかける。

UV カットサングラスだと、約 90% の紫外線をカットすることが出来ます。

日焼け止めクリームを使う。

2 ~ 3 時間おきにこまめに塗ることがポイントです。

クジラの伝言板



村民課福祉係
2 3 9 3 9

内地よりも一足早い春を迎え、ぽかぽか陽気の日も多くなってきました。冬の間、縮こまっていた体を一緒に動かしませんか? 小笠原村では 60 歳以上の方を対象に「いきいき体操教室」を開催しています。紫外線対策をバッチリして体操教室に出かけませんか? 興味のある方は、村民課福祉係にご連絡いただくか、村民だより、掲示板のポスターをご覧ください。

4月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	火	写真展「青の世界へ」(父島～17) 公開いきいき体操教室(父島)	16	水	二見港周辺の景観形成特別地区の指定についての説明会
2	水	入港日  小型船舶操縦士免許更新・失効講習(母島)	17	木	出港日  公開いきいき体操教室(父島・母島)
3	木	定期予防接種 しま料理!万歳(父島) 公開いきいき体操教室(父島)	18	金	狂犬病予防注射(父島) 父島ノヤギ駆除
4	金	しま料理!万歳(母島) 小型船舶操縦士免許更新・失効講習(父島)	19	土	狂犬病予防注射(母島) 亜熱帯農業センター施設公開・園芸教室 高校図書館開放
5	土	出港日  父島保育園入園式 高校図書館開放	20	日	入港日 
6	日	春の全国交通安全運動(~15)	21	月	地域振興に係る補助事業募集締切
7	月	母島保育園入園式 母島小中学校入学式 父島ノヤギ駆除	22	火	公開いきいき体操教室(父島・母島)
8	火	入港日  公開いきいき体操教室(父島)	23	水	出港日 
9	水	小笠原小学校・中学校入学式 小笠原高校入学式	24	木	乳幼児健診・歯科健診(母島) 父島ノヤギ駆除 公開いきいき体操教室(父島・母島)
10	木	乳幼児健診・歯科健診(父島) 公開いきいき体操教室(父島・母島)	25	金	いきいき体操教室申込締切 電話による無料法律相談
11	金	出港日 	26	土	高校図書館開放
12	土	あほうどりクルーズ 高校図書館開放	27	日	 入・出港日 
13	日		28	月	
14	月	入港日  母島巡回労働相談 東京三弁護士会による法律相談(母島)	29	火	昭和の日
15	火	東京三弁護士会による法律相談(父島) 公開いきいき体操教室(父島・母島)	30	水	固定資産税の納付期限

航空路の開設に向けて

発行日 平成20年4月1日

1. 小笠原航空路協議会の設置

東京都と小笠原村は、2月6日に小笠原航空路協議会準備会議を開催し、航空路の開設について検討する「小笠原航空路協議会」(以下「協議会」という。)を設置しました。協議会の委員は、東京都の総務局長を会長に都と村の13名で構成され、協議する内容は「小笠原諸島における航空路に関すること」「パブリック・インボルブメント(以下「PI」という。)の円滑な実施に関すること」などです。今後、PIの手順、スケジュール、手法などを示す「PI実施計画」を策定し、そのスケジュールに基づき関係者の合意形成を図りながら航空路開設についての検討を進めていきます。

<p>第1回小笠原航空路協議会開催のお知らせ 小笠原航空路協議会は、第1回の協議会を小笠原村父島で開催します。</p>	<p>日時：平成20年4月9日(水) 午後3時～ 会場：小笠原村地域福祉センター 会議は公開で行います。</p>
--	--

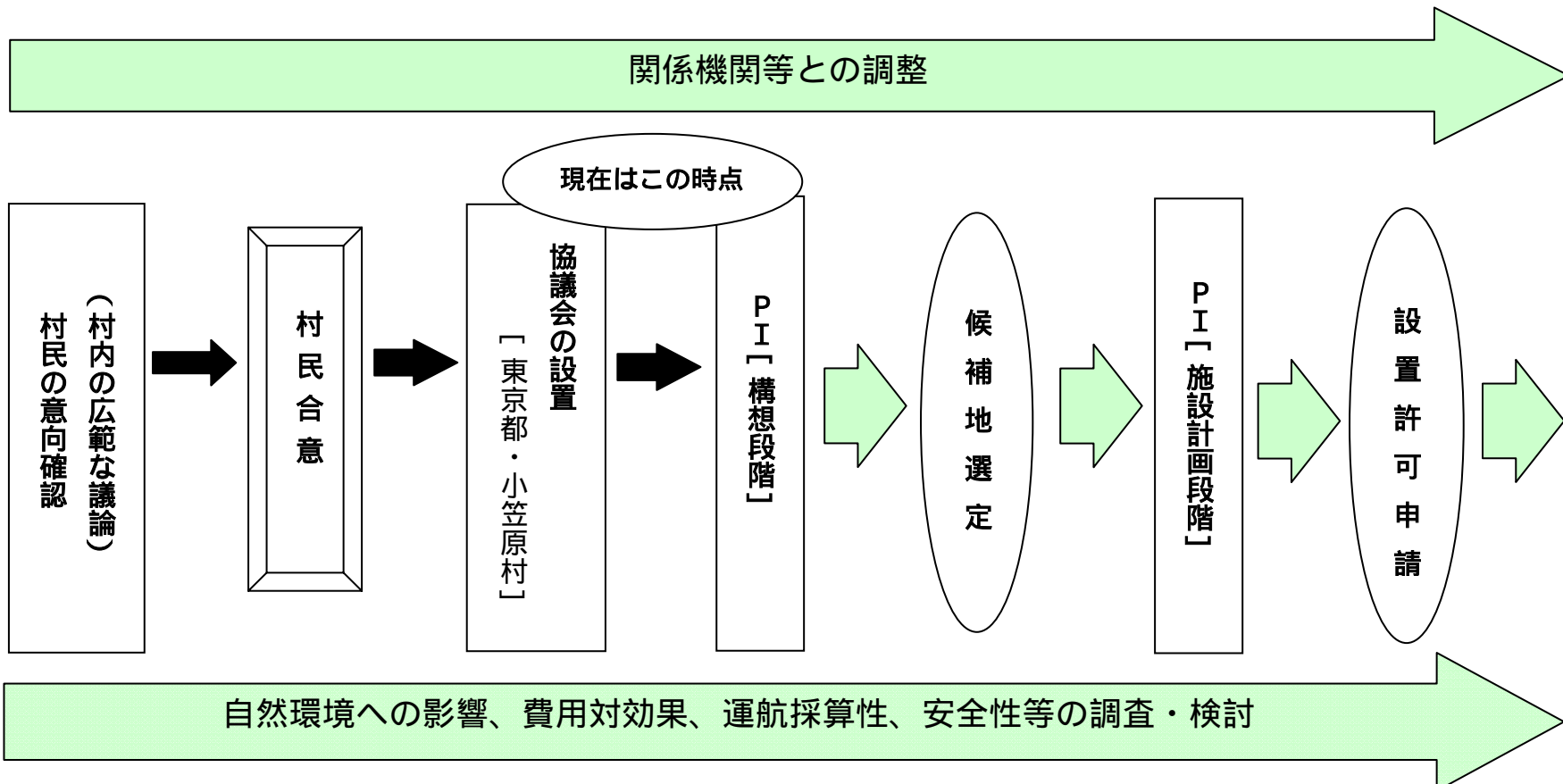
2. PI実施とチェックのしくみ

PI(パブリック・インボルブメント)とは、空港整備主体(東京都)と関係自治体(小笠原村)が連携し、空港の構想・計画段階において広く住民等関係者に意見を聞き、計画策定への参画を促すことで空港整備に広く皆様の意見を取り入れていくシステムです。

これからは、小笠原航空路協議会(PI実施主体)の設置により、航空路に関する情報提供が行われ、幅広い意見が収集されることにより、関係者の合意形成を図っていきます。

また、PIの透明性、公平性や公正性の確保のため「第三者機関(PI評価委員会)」が設置され、PIについて客観的な立場から評価・助言が行われます。

航空路開設に向けた取組みの流れ



3. アンケートの集計結果

「航空路に関する村民アンケート」で頂いたご意見については、4月7日より村役場及び母島支所で供覧し、要約版を村役場ホームページ上で公開いたします。

質問「あなたは小笠原で暮らしていくために航空路の開設は必要だと思いますか」(対象者 1,899 人)

項目別

	合計	1.必要	2.必要である が条件がある	3.必要でない	4.わからない	無効
総数	1,397 人	676 人	311 人	279 人	126 人	5 人
集計結果	73.57%	48.39%	22.26%	19.97%	9.02%	0.36%
		70.65%				

男女

	合計	1.必要	2.必要である が条件がある	3.必要でない	4.わからない	無効
男	740 人	392 人	156 人	147 人	44 人	1 人
女	620 人	261 人	151 人	128 人	79 人	1 人
不明	37 人	23 人	4 人	4 人	3 人	3 人
合計	1,397 人	676 人	311 人	279 人	126 人	5 人

父・母島別

	合計	1.必要	2.必要である が条件がある	3.必要でない	4.わからない	無効
父島	956 人	442 人	218 人	204 人	90 人	2 人
母島	239 人	140 人	47 人	39 人	13 人	
不明	202 人	94 人	46 人	36 人	23 人	3 人
合計	1,397 人	676 人	311 人	279 人	126 人	5 人

年齢別

	合計	1.必要	2.必要である が条件がある	3.必要でない	4.わからない	無効
20～29 歳	143 人	61 人	33 人	37 人	12 人	
30～39 歳	375 人	121 人	107 人	102 人	44 人	1 人
40～49 歳	299 人	126 人	75 人	61 人	36 人	1 人
50～59 歳	264 人	144 人	65 人	44 人	11 人	
60～69 歳	170 人	125 人	14 人	22 人	9 人	
70 歳以上	120 人	91 人	11 人	8 人	10 人	
不明	26 人	8 人	6 人	5 人	4 人	3 人
合計	1,397 人	676 人	311 人	279 人	126 人	5 人

ご質問・ご意見のある方は、下記までご連絡ください。

航空路開設を目指して機運を盛り上げるため、「のぼり」や「ポスター」を皆さんの事業所や店舗などへ掲出をお願いします。ご協力いただける方の連絡をお待ちしています。

役場、母島支所に「ステッカー」も用意しております。自動車や店舗等での掲出をお願いします。

連絡先 総務課企画政策室 2-3111

03-3432-4456

インターネット接続サービス開始 (母島)

父島においては、本年1月より定額によるインターネット接続サービスを開始していましたが、母島においても、衛星回線及びネットワーク機器等の調整が終わり、このたび母島村民の皆様にごサービスを提供できる環境が整いました。つきましては4月1日(火)をもって試行サービスを終了し本サービスに移行いたします。

このため4月1日(火)以降は『仮申込み』及び『本申込み』をしていない方はIP告知端末経由でのインターネット接続は出来なくなります。仮申込みを行っていない方で4月1日(火)以降引き続き、IP告知端末によるインターネット接続サービスを利用される方は、『小笠原村インターネット接続サービス利用申込書』により、母島支所にて申込みをしてください。

仮申込みを提出して頂いている方は、申込書及び納付書を送付させていただきます。

インターネット接続サービス内容について

1. 申込みについて

- ・申込みは1世帯1申請となります。

2. 利用料金及び支払いについて

- ・月額利用料金は4,500円となります。
- ・初回利用料金については、納付書をお送りしますので納入期日までにお支払いください。
- ・利用料金は原則、前払いです。そのため、初回は加入月分と翌月分の納付書が送られます。
- ・月の途中で利用開始しても減額はいたしません。

3. 利用料金の口座振替について

・平成20年6月分(5月末引落し)以降の利用料金については、東京島しょ農協において口座振替が利用いただけます。口座振替日は毎月末となります。

ゆうちょ銀行についても5月より受付が開始される予定です。

4. 接続サービスについて

当村インターネット接続サービスでは、P2P等のファイル共有ソフトにより通信帯域の占有を防ぎ、公平かつ安定した接続サービスを提供するため、下記のサービス品目の利用に限定させていただきます。

・WEB (World Wide Web) の閲覧

ポート番号80番、443番を使用したWEBサイトへのアクセス

・Mail (電子メール)

受信用 (POP) としてポート番号110番、995番 (暗号化 POP)

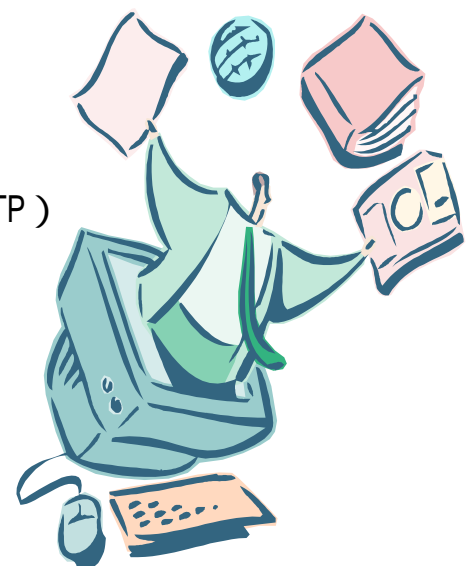
送信用 (SMTP) としてポート番号25番、587番、465番 (暗号化 SMTP)

受信用 (IMAP) としてポート番号143番

・FTP (File Transfer Protocol) ファイル転送

ポート番号21番を使用したファイル転送ソフトが利用できます。

アクティブモード、パッシブモードとも利用できます。



裏面に続く

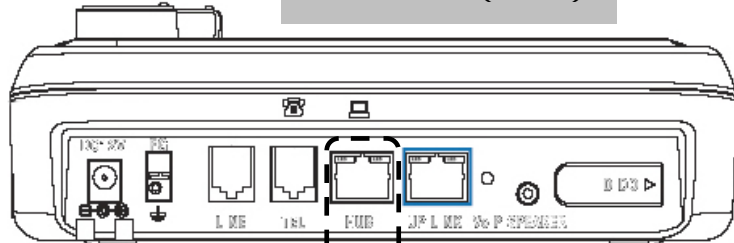
IP告知端末によるインターネット接続

IP告知端末(白い機器)



IP告知端末の背面をご覧ください。

IP告知端末(背面)



LANケーブル
(CAT5以上)を、
ご用意してください。

『HUB』に接続

パソコン



『LAN』に接続

PCの設定確認

スタート コントロールパネル ネットワーク接続 ローカルエリア接続のプロパティ インターネットプロトコルのプロパティを表示して右記の通りになっていることを確認してください。
現在ターミナルアダプタで接続されている方はケーブルを外し、ダイヤルアップ接続を使って無効にしてください。
パソコンの設定変更については自己責任にて行ってください。

PCの設定確認

インターネットエクスプローラを立ち上げる
ツール 接続 LANの設定 「設定を自動的に検出する」にチェックを入れる
パソコンの設定変更については自己責任にて行ってください。

